

(このままでは違憲状態・権利侵害が永続してしまう)



【解決策・提言：主権者の手に議論を取り戻す】

- ▶ アクション：「戦争する」「戦争しない」という真逆の【2つの9条改正案】を提示
- ▶ 目的：主権者・国民自身による熟考・熟議を促すと同時に解釈改憲に終止符を打つ。

フェーズ	要 点	詳細 内容
1. 原因 (現状の歪み)	解釈改憲の常態化	・国会多数派による数の力での解釈変更 ・学者と政治家による終わらない「解釈合戦」
2. 影響 (国民の疎外)	主権者の不在	・解釈の議論から主権者・国民が置き去りにされている
3. 結果 (もたらされる危機)	立憲主義の危機	・9条の本旨と実態の乖離が拡大 ・立憲主義の侵害、国民の憲法制定権の侵害 △ 現行9条のままだとこの状態が続く
4. 解決策 (提言)	国民的熟議の促進	・意思が真逆の「2つの9条改正案」を国民に提示する ・国民自身が熟考し、議論する環境を作る



解釈改憲を続ける



解釈改憲を続けると、憲法9条の条文と実態との乖離が拡大し、主権者の憲法制定権が損なわれ、立憲主義が犯される可能性があります。

憲法改正を行う



憲法改正を行うことで、主権者の意思を反映させ、解釈改憲の常態化に終止符を打つことができます。

「9条の解釈改憲状態の解消」に どう取り組むのか

私としては、9条の条文をどう解釈するのが正しいのかを探ったり、決めたり、あるいは「戦争するのかもしれないのか」のどちらが正しいと決めたり、そのことで世論を誘導したりするのではなく、一人ひとりの主権者・国民が「（自衛なら）戦争をするのかもしれないのか」を考え議論して意思表示し、その意思を反映させる憲法改正案を国会が発議して国民投票にかけたいことを目指して主権者・国民や立法府に働きかけたい。

そういう流れをつくる活動を進めたいと考えている。

できれば「選挙の時だけ主権者ではなく、365日ずっと主権者であるために国民発議制度の導入・活用を」と呼びかけているINIT国民発議プロジェクトの活動として取り組みたい。

自衛なら戦争することを認めると明記する9条改正案

および

自衛でも戦争することを認めないと明記する9条改正案

その二つを主権者・国民に明示して、どちらを採用すべきか考え答えてもらう。

解釈改憲の常態化に終止符を打つために、そういうことを行いたい。



自衛のための戦力保持

自衛のための軍隊と交戦を認める



戦力不保持

自衛のための軍隊と交戦を禁止する

自衛なら戦争を認める

自衛のための戦争を明記することで、国の安全保障を強化する。

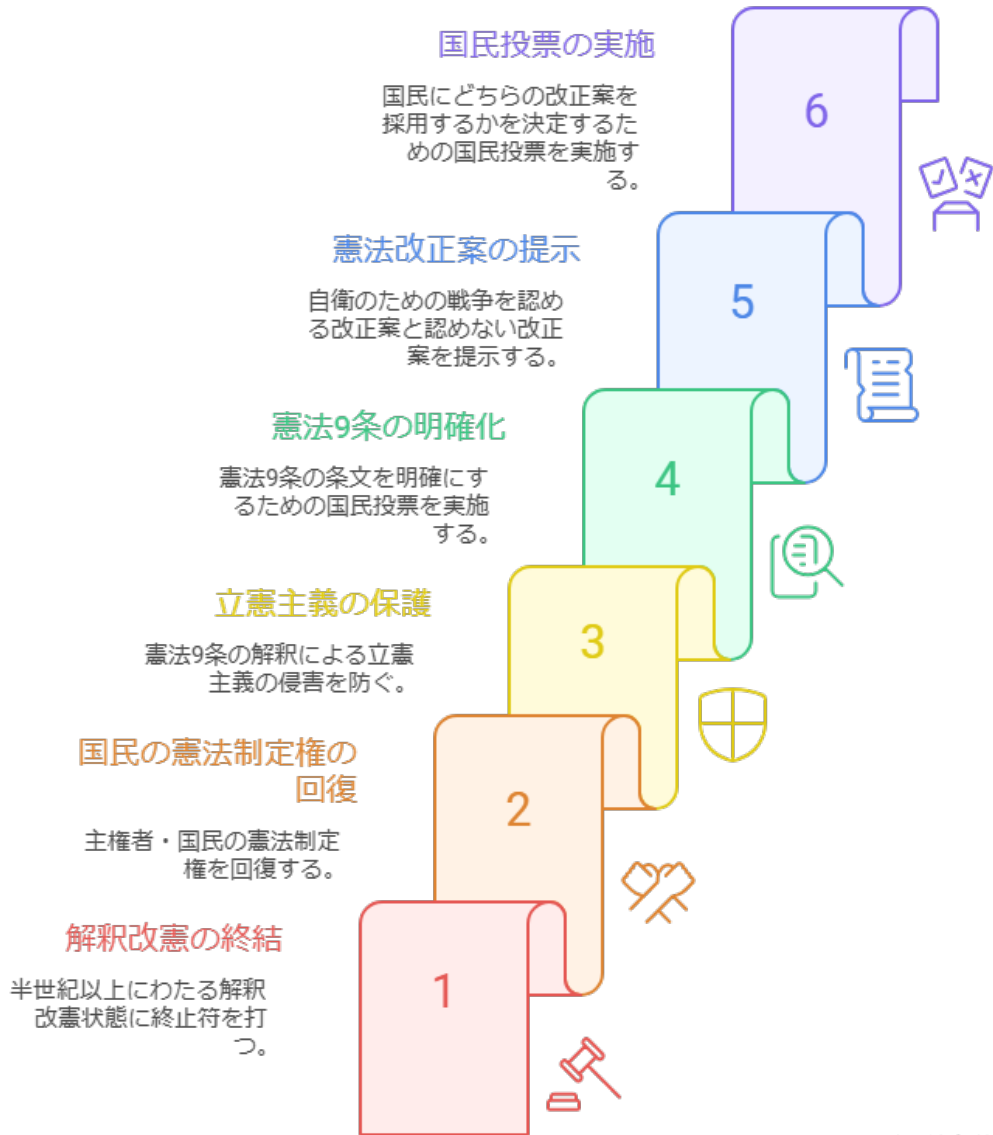
自衛でも戦争を認めない

自衛のための戦争を禁止することで、平和主義を維持する。



憲法9条をどのように改正すべきか？

憲法9条の明確化



参考材料

[「自衛戦争」と「\(戦力としての\) 自衛隊」に関する世論調査 | \[国民投票/住民投票\] 情報室](#)

憲法 9 条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

憲法 9 条のポイント

戦争放棄（第 1 項）：国際紛争の解決手段として、自国の戦争や武力行使を禁止。

戦力不保持（第 2 項前段）：軍隊（陸海空軍）やその他の「戦力」を保持しない。

交戦権の否認（第 2 項後段）：国歌が戦争を行う権利および交戦者としての諸権利（殺傷・破壊・領土占領など）を認めない。

主な議論・解釈

自衛隊の地位：歴代政権は、9 条は「必要最小限度の実力」の保持まで禁止しておらず、自衛隊はこれに該当するため合憲であるとしている。

集団的自衛権：他国への武力攻撃を自国への攻撃と見なして反撃する「集団的自衛権」の行使は、憲法上認められないという解釈が長年維持されてきたが、2014年の閣議決定により一部行使可能となった。

改憲論議：自衛隊を憲法に明記する、あるいは9条2項を改正して国防軍を保持するなどさまざまな9条改正論がある。

自衛のための戦力（軍）の保持を認め、自衛のための交戦を認める9条改正案

「日本国憲法改正案 Q&A」自由民主党憲法改正推進本部

初版 2012年10月発行 増補版 2013年10月発行

第二章 安全保障（平和主義）

第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

（国防軍）第九条の二

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする**国防軍を保持する**。

2 **国防軍**は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 **国防軍**は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前二項に定めるもののほか、**国防軍**の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

5 **国防軍**に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は**国防軍**の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

(領土等の保全等) 第九条の三

国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

自衛のためであっても戦力保持を禁じ、自衛のためであっても交戦を禁ずる

9条改正案

GHQの上位にある極東委員会が「新憲法の再検討」を日本政府に指示すると、1949年4月に宮澤俊義、丸山眞男、辻清明らが集う公法研究会が「憲法改正意見」を発表した。その狙いは徹底した戦力不保持、非戦を謳った9条の本旨が解釈改憲によって骨抜きにされるのを阻むことだった。

公法研究会の案・憲法改正意見 (1949年3月20日発表)

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、**国際紛争を解決する手段としては**、永久にこれを放棄する。日本国民は、**個人としても**、あらゆる戦争に参加することを禁止する。

2. **前項の目的を達するため**、如何なる目的のためにも、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

赤い字の部分を削除 青い字の部分を挿入

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、永久にこれを放棄する。日本国民は、**個人としても**、あらゆる戦争に参加することを禁止する。

2. **如何なる目的のためにも**、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

公法研究会によるこうした「意見」を吉田茂内閣は完全無視。国会で取り上げられ審議されることはなかった。こうして新憲法は1946年の公布47年の施行から一言一句改められることなく2年目の春を迎える。だが、まもなく、憲法9条は丸山眞男らが危惧した、9条下でも軍隊保持・交戦が可能だという「解釈改憲」の荒波にさらわれていく。